

消費生活センターニュース

消費者 ひろば



高槻市立消費生活センター

ご注意!消費者のみなさん

強引な訪問購入にご注意を!

令和6年度上半期消費生活相談概要

製品安全情報

石油ストーブ安全大作戦

5つのポイントで火災事故を防ごう!

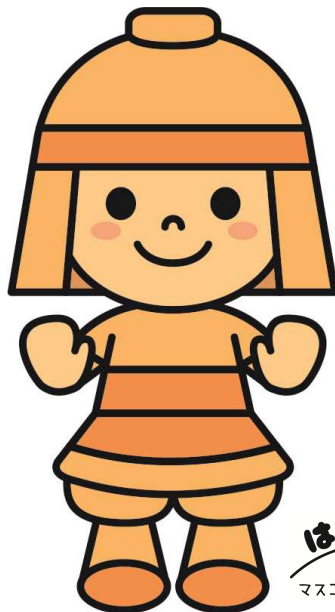
消費生活センターからのお知らせ

特殊詐欺に警戒を!電話でのお金の話は詐欺

子どもを事故から守る!子ども安全情報

クリスマスやお正月の飾り物や

プレゼントの誤飲に注意!



STOP! 特殊詐欺

ほにたん
高槻市
マスコットキャラクター

「おかしいな?」と思ったら、まずお電話を!

高槻市立消費生活センター

相談専用ダイヤル

072-682-0999

消費者ホットライン

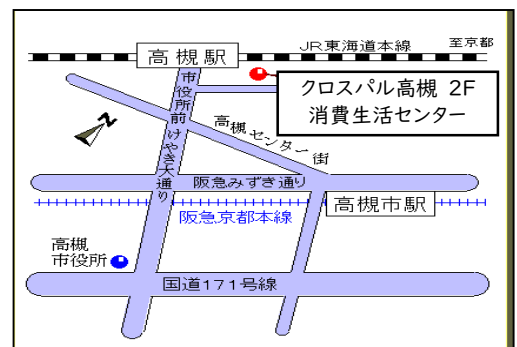
188
いやや!

お住まいの市町村の
消費生活相談窓口を
ご案内します

〒569-0804 高槻市紺屋町1-2 クロスパル高槻2F

開館日:月~金曜日 9:00~12:00/13:00~17:00

(祝日・年末年始を除く)



ご注意!消費者のみなさん

強引な訪問購入にご注意を!

「なんでも高く買い取ります」「着物でもスーツでも、履いた靴でも大丈夫です」などのトークで電話がかかってきたり、広告を目にしたことはありませんか?

「なんでも引き取ってくれるなら」と思い、事業者を自宅へ呼んだところ、トラブルになるケースも少なくありません。



消費者庁イラスト集より

こんな相談がありました

相談事例1

買い取り業者から電話があり、「衣類でも買い取ります」と言われ、来訪の約束をした。業者が来て衣類を見てもらったが、「引き取れない。ほかに貴金属はないですか」と言われたので、ヒスイの付いた金の指輪を見せたところ、業者がヒスイを取り外して指輪を壊してしまった。その後もいろいろと見せ、査定してもらったが、結局買い取りしてもらったものはなかった。ところが、業者が帰った後にヒスイの指輪がなくなっていることに気づいたが、業者の名刺もなく、連絡がつかない。

相談事例2

「古着を買い取る」というネット広告を見て、買い取り業者を呼んだ。ところが、来訪した業者に「古着は値段がつかないので、貴金属はないですか」と言われ、母親の形見の金の指輪とネックレスがあったので渡した。

その後、金やプラチナはグラム単位で買い取りするのが一般的なのではないかということや、買い取り価格が安いことなどを不審に思い、クーリング・オフすることにした。

契約の2日後に業者に電話し、クーリング・オフを申し出て承諾されたが、来訪すると言ったきり連絡がない。

ひとこと助言

- ① 買い取り業者が突然訪問し、勧誘することは禁止されています。
- ② 来訪前に電話で訪問を約束した場合でも、消費者が事前に承諾していない物品の売却を求めることはできません。
- ③ 売却する場合は、必ず契約書を受け取り、引き渡した物品の種類や買取価格、事業者の連絡先を確認することが大切です。
- ④ 訪問購入は、条件を満たせばクーリング・オフができ、クーリング・オフ期間中は引き渡しを拒むこともできます。

ここがポイント

- 貴金属を安く買い取りすることが業者の目的かもしれません。「見てもらうだけ」の安易な気持ちで自宅に上げないようにしましょう。
- 売るつもりのない貴金属などの売却を迫られても、むやみに見せず、きっぱりと断りましょう。

令和6年度上半期消費生活相談概要

令和6年度上半期(4月～9月)の相談件数は、苦情相談1,385件で、前年同時期に比べて63件(4.8%)増加しました。

相談内容別に見ると、通信販売での健康食品や化粧品の「定期購入」に関する相談が引き続き多く寄せられています。

苦情相談の多い商品やサービスの上位10項目

順位	相談内容	件数
1	商品一般(※)	148
2	健康食品	85
3	役務その他(開錠サービス、占い、インターネット相談サービス等)	77
4	戸建住宅(屋根工事、増改築工事等)	69
5	化粧品	56
6	娯楽等情報配信サービス (音楽配信サービス、動画配信サービス、アダルト情報等)	39
7	紳士・婦人洋服	37
8	移動通信サービス (携帯電話、スマートフォンサービスへの加入、利用等)	35
9	他の教養・娯楽(出会い系サイト、インターネットゲーム等)	33
10	集合住宅(賃貸アパート、新築分譲マンション等)	32

※ 商品の相談であることが明確であるが、その商品を特定できない、または特定する必要のない相談



製品安全情報

石油ストーブ安全大作戦 5つのポイントで火災事故を防ごう！

部屋を暖かく快適にしてくれる石油ストーブや石油ファンヒーターですが、使い方をまちがえると、火災など重大な事故につながる可能性があります。特に使い始めの時期などは、使用前の5つのチェックポイントを確認し、正しい使い方を身に付けて事故を防ぎましょう。

石油ストーブ等を使用する前の5つのチェックポイント

- ほこりがたまっていれば取り除く
- 耐震自動消火装置が正しく作動することを確認する。さらに、石油ストーブの場合は、燃焼筒が正しく取り付けられていることを確認する
- 燃料は新しい灯油を使い、昨シーズンの灯油は使わない。ガソリンの誤給油を防ぐための対策を徹底する
- カートリッジタンクの給油口蓋が確実に閉まっていること、漏れがないことを確認する
- 機器と周囲の壁や可燃物との十分な距離が確保できていることを確認する

<参考> 消費者庁 公表資料(2023年10月26日発表)

「シーズン初めの石油ストーブ安全大作戦～5つのポイントで火災事故を防ごう!～」

特殊詐欺に警戒を！電話でのお金の話は詐欺

高槻市内では市民の大切なお金をだまし取る特殊詐欺の被害が、昨年1年間で過去最多の107件発生しました。今年も1月から10月末までの時点で、すでに約70件の被害が発生しています。

自動音声ガイダンス電話による詐欺のほか、キャッシュカードや通帳をだまし取る詐欺などが多発しており、注意が必要です。

今すぐできる対策として、ご家族や知り合いの方と一緒に、まずは被害から身を守る「3つの“ない”」を徹底しましょう。

- 突然のお金の話は信じ“ない”
- 「今すぐ」とせかされてもあわて“ない”
- 所持金・貯金・カード番号は教え“ない”



子どもを事故から守る！子ども安全情報

クリスマスやお正月飾りの誤飲に注意！

消費者庁・国民生活センターには、子どもがクリスマスやお正月の飾り物等を誤飲する事故の情報が、医療機関から寄せられています。



- 子どもがクリスマス飾りの部品を誤飲した疑いがあり受診したところ、X線検査で小腸内に約5mmの釘が見つかった。（1歳）
- 鏡餅のパックを子どもの近くに置いておいたところ、中からプラスチック製の飾りの橙を取り出し口に入れていた。へたの部分が無いため誤飲を疑い受診した（1歳）
- 保護者がクリスマスの飾りを出しているところに一緒にいて、光る飾りをなめて、中のボタン電池を飲み込んでしまった。X線検査にて胃内に確認された（0歳9か月）

このほか、クリスマスプレゼントとして与えられた玩具の誤飲事故も起こっています。小さな子どもは様々なものに興味を示し、口に持っていきます。3歳児の口の大きさの直径は約4cmであり、これより小さなものは誤飲や窒息の危険があります。以下のポイントに注意して楽しい時間を安全に過ごしましょう。

事故を防ぐためには

- 小さな物、小さな部品が外れる可能性のあるものは、飾り物に使用しない
- 子どもに渡す前に、製品の取扱いの注意事項を確認し、破損等の不具合がないか確認する
- 年長の兄姉の玩具の取扱いにも注意する

<参考> 子ども安全メール from 消費者庁 2023年12月6日 Vol.642 「クリスマスやお正月飾り物やプレゼントの誤飲に注意！」

消費者庁では、「子どもを事故から守る！プロジェクト」として、さまざまな取組を実施しています。その取組の一つとして、メール配信サービス「子ども安全メール from 消費者庁」にて、子どもの思わぬ事故を防ぐための注意点や豆知識をお届けしていますので、是非ご活用ください。